

京都市告示第 5 4 8号

道路法第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 6 年 1 月 1 5 日

京都市長 門 川 大 作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
紫野経100号線	北区紫野上柏野町44番地の19地先内	告示の日
紫野緯79号線	北区紫野上柏野町44番地の19地先から 同町59番地地先まで	同 上
松尾緯33号線	西京区松尾神ヶ谷町48番地の 1 地先から 同町42番地地先まで	同 上
大原野40号線	西京区大原野南春日町570番地地先から 同町199番地地先まで	同 上

(建設局土木管理部道路明示課)